

	覚書等件名	文書日付	最終決裁者	関係者名		概要・背景	所管課等	公開等の区分・公開しない部分	備考
				市側	相手方				
1	高知分水事業に係る確認書	H15.6.19	高知市水道事業管理者	高知市水道事業管理者	土佐町長 高知県企画振興部長 水資源開発公団吉野川開発局長 四国電力株式会社高知支店長 高知県企業局長	平成15年3月の高知分水事業に係る水利権更新にあたり打ち合わせた内容の確認書 1. 河川環境の維持をはかるため、地藏寺川取水堰からの放流量を毎秒0.06立方メートルとする。 2. 関係機関は河川環境についての調査を実施する。 3. 関係機関は高知分水取水堰の魚道の有効性に関する調査について別途協議する。 4. 利水者は速報体制を整備するよう努める。 5. 土佐町は河川管理者と調整を行い、新井堰の適切な運用に努める。 6. 関係機関は引き続き、水資源の保全涵養に努める。	企画課	公開	
2	若草町県営・市営住宅入居者の水道料金の滞納に関する覚書	H13.11.1	水道局 総務課長	料金課長	高知市住宅課長	公営の中高層共同住宅としては初めての、県営・市営が併設された施設であるが、滞納整理の窓口は、県営・市営を問わず市住宅課長であることを明記したものを。	料金課	公開	
3	八反町県営住宅入居者の水道料金の滞納に関する覚書	H14.4.18	水道局 総務課長	料金課長	高知県住宅課長	県営住宅の各戸検針、徴収を引き取るにあたって、「以下のように対処します」という確認書のような文書のみ徴していたものを「覚書」として、初めて交わしたものを。	料金課	公開	
4	瀬戸川取水堰上流域設置の公衆便所の維持管理覚書	H15.4.1	水道事業管理者	高知市水道事業管理者	瀬戸川流域活性化対策推進協議会会長	瀬戸川流域活性化対策推進協議会が高知分水瀬戸川取水堰上流域に設置している公衆便所(2か所)の年間維持管理費の1/2を高知市が負担する。	浄水課	公開	
5	仁淀川漁業補償に係る年次補償費についての確認書	H15.5.22	高知市水道事業管理者	高知市水道事業管理者	仁淀川漁業協同組合代表理事組合長	漁業の損失補償として仁淀川漁業協同組合の育苗施設等管理運営費用について年間800万円を昭和51年度を初年度として3年毎に国の物価指数に基づきスライド更改し、高知市が支払う。(15年度から17年度)	浄水課	公開	
6	仁淀川高知取水に係る八田堰の経費負担についての覚書第2条に基づく確認書	H15.6.4	水道局次長	高知市水道事業管理者	高知県吾南土地改良区理事長	八田堰の改修に伴う地元負担金の1/2を高知市が負担する。	浄水課	公開	
7	鏡川漁業協同組合に対し支出する魚族放流費分担金についての確認書	H15.6.18	水道事業管理者	高知市水道事業管理者	高知県土木部長 高知県企業局長 四国電力高知支店長	15～18年度までの4年間の年次漁族放流事業費及び県・市・四国電力各々の分担金について確認し、15年度を初年度として4年毎に全国総合消費者物価指数でスライド更改する。	浄水課	公開	
8	鏡川魚族放流事業の支出についての覚書	H15.6.18	水道事業管理者	高知市水道事業管理者	鏡川漁業協同組合長	15～18年度までの毎年度、漁族放流事業費のうちの高知市分の協力金を支払う。	浄水課	公開	